

経済建設常任委員会会議録

平成24年10月25日(木)

(開会) 10:00

(閉会) 12:09

案 件

1. 認定第14号 平成23年度飯塚市水道事業会計決算の認定
2. 認定第15号 平成23年度飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計決算の認定
3. 認定第16号 平成23年度飯塚市下水道事業会計決算の認定
4. 請願第9号 馬敷地区への養鶏場開発計画の調査に関する請願
5. オートレースの運営について
6. 産業振興について
7. 建設行政について

報告事項

- 中心市街地活性化事業に伴う都市計画の決定等について (都市計画課)
飯塚市中心市街地活性化の取り組みについて (商工観光課)
「地域主権改革一括法による基準等(案)」に対する意見募集について
(建築住宅課・土木管理課・都市計画課・上下水道部総務課)
工事請負契約について (上下水道部総務課)
工事請負契約について (契約課)
オートレース場駐車場における車両損傷事故について (事業管理課)

委員長

ただ今から、経済建設委員会を開会いたします。

この際、委員会の運営方法についておはかりいたします。当委員会に付託を受けております認定議案3件の審査につきましては、初めに監査委員の審査意見書に対する質疑、次にそれぞれの認定議案に対する質疑を行い、討論、採決については保留し、最後に認定議案ごとに行いたいと思います。以上のように委員会審査を進めてまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

ご異議がないようですから、そのように運営をさせていただきます。

「認定第14号 平成23年度飯塚市水道事業会計決算の認定」から「認定第16号 平成23年度飯塚市下水道事業会計決算の認定」までの3件を一括議題といたします。

監査委員の審査意見書に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑はないようですので、監査委員の審査意見書に対する質疑を終結いたします。

「認定第14号 平成23年度飯塚市水道事業会計決算の認定」に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑はないようですので、質疑を終結いたします

次に、「認定第15号 平成23年度飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計決算の認定」に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑はないようですので、質疑を終結いたします。

次に、「認定第16号 平成23年度飯塚市下水道事業会計決算の認定」に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

これより討論、採決に移ります。討論、採決は、それぞれの会計ごとに行います。

「認定第14号 平成23年度飯塚市水道事業会計決算の認定」に対する討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。

「認定第14号 平成23年度飯塚市水道事業会計決算の認定」は、認定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第15号 平成23年度飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計決算の認定」に対する討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。

「認定第15号 平成23年度飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計決算の認定」は、認定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第16号 平成23年度飯塚市下水道事業会計決算の認定」に対する討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。

「認定第16号 平成23年度飯塚市下水道事業会計決算の認定」は、認定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 10:04

再 開 10:06

委員会を再開いたします。

「請願第9号 馬敷地区への養鶏場開発計画の調査に関する請願」を議題といたします。

おはかりいたします。本件を審査するにあたり、紹介議員として、宮嶋つや子議員に出席を求め、説明を受けたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、説明を受けることに決定いたしました。

紹介議員さんは紹介議員席にお着きください。

(紹介議員、着席)

それでは、本請願について、紹介議員の説明を求めます。

宮嶋議員

おはようございます。馬敷地区への養鶏場開発計画の調査に関する請願ということで請願が

出ておりますので、紹介議員として少しお話をさせていただきます。

この馬敷地区への養鶏場の建設計画が持ち上がっているわけですが、ここは以前、合併前の筑穂町のときにチクホ・エッグ・ファームという会社が養鶏場を営んでいました。これは筑穂町の時代ですが、筑穂町の準誘致企業ということで町を挙げてというふうな感じで山林を切り開いて広大な土地にすごい広い場所なんですけど養鶏場がつくられました。ところが、この養鶏場がですね、汚水は流す、悪臭はまき散らす、また害虫が出るなどということで、大変大きな住民の皆さんが迷惑を被られ、たびたび当時行政も指導していただいたんですけども、改善することないまま、平成15年の11月に火災を起こして、鶏舎11棟全焼して、約30万羽の鶏が焼け死んだというふうになってます。その後倒産をいたしまして、その後はそれをそのままにしたというふうなことで、いろいろ産業廃棄物処理の問題をめぐって地元の皆さんは裁判まで起こされて、大変な被害を被られました。そういう場所であるわけです。そこに今回、またこのような養鶏場建設の計画が持ち上がったわけです。

以前のことがあったので、地元住民の皆さん集まってこれは反対しようということで、住民の中でそういう決議というか話し合いがされたところだったんです。ところが業者は、そのいろんな話し合い、皆さんとの話し合いがつくまでは工事はしませんが、いろんなものきちんと今、以前の浄化槽があるわけですけど、そういう浄化槽もそのままにして、話し合いがつくまでそのままにしときますって言ったのに、住民の皆さんが知らないうちに解体工事が始まりまして、そして黒い水がですね、浄化槽に溜まっていた水が川に流れ、道に流れ、田んぼの中にも入るということで、大変な被害を受けられたんですよ。そういう約束を守らずにそういうことをやったということで、なかなか、じゃあ今度は臭いもしませんというふうなことで大丈夫ですよということですけども、なかなか信用ができないというふうなことになっています。そして、その中でですね、いろんな説明会の中で鳥インフルエンザに関しての質問を住民の方がされたんですけど、そんなことは大した問題じゃないというふうに答えられたそうです。特にそれだけのたくさんの鶏を置く所ですから、もし鳥インフルエンザが発生したときはどうなるのかというような、そういう認識も持たれない、説明をされないということでは、これもまたなかなか住民の皆さんが納得ができないということです。鳥インフルエンザはですね、伝染病ですので初動捜査が大事で、きちっと管理されて発覚した時点からすぐさま関係機関に届け出を出さないといけないというようなこともあって、24時間以内に殺処分とか埋め立てとか、そういうことをやってしまわないといけないということもあります。だから、そういうふうな説明もきちんとないままということでは、なかなかやっぱり皆さん前と同じようなことになるんじゃないかというふうな不安を今たくさん持ってあります。

去年の10月に反対決議を上げたんだそうですが、それを無視していつの間にか自治会長さんとの間に協定書というふうに請願書には書いてありますけど、覚書というのが交わされていて、これはいわゆる本当に一番養鶏場の下にある田んぼを持ってある皆さんのところにはこのことは全然知らされないまま、この覚書の内容も教えていただけないというようなことで、本当に不安に思っています。また、以前の業者の方との信頼関係がないと、こういうのはきちっとできないということですので、ぜひ行政の皆さんもそうですし、議会のほうでも業者と住民の中に入っていただいて、ぜひ現地の調査をしていただいでですね、住民の皆さんの、自治会で決められたということですけども、一番養鶏場の通り道とか、水が一番流れてくる所、被害を受けやすい所の住民の皆さんの納得がなかなか得られてないということで、ぜひ皆さんの声を聞いて、この請願書は反対だとか賛成だとかいうことではなくって、ぜひ住民の皆さんの意見を聞いてください、調査をぜひやってくださいということですので、そのことを申し添えて、私の請願趣旨の説明に代えさせていただきます。本日はよろしく願いいたします。

委員長

説明が終わりましたので、紹介議員に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

瀬戸委員

いま紹介委員さんからですね、趣旨を説明いただきましたけど、私も以前、お手紙で地元の方からもあったことがあるんですけど、地元説明会が終わって地元の方々は承諾をされたというふうにお聞きしましたので、請願も以前出た分は取り下げになったと聞いておりましたので、終わったのかなと思ってましたけど、地元のいま言われた自治会さんと、いま地元のすぐ近くの農家の皆さんと同じその説明会に参加されたと思うんですが、そのときに覚書が何かされたということをお聞きしましたが、皆さんが納得できないままにその承諾書ができあがった、いわゆる覚書ができあがったということなんですか。

宮嶋議員

反対の決議をされた後の説明会は少しあったんですけども、結局その覚書を交わしたと言われますけど、覚書を交わそうという住民説明会を皆さんの中でした中で、これは説明会を受けて賛成だから覚書を交わしましょうって話には全然なくなって、自分たちはそういういろんな質問を業者の方にやって納得はしてなかったと。しかし、その後の住民全体を集めた説明会はあってないというふうに聞いています。

瀬戸委員

ちょっと今わかりにくかったんですけど、いわゆるその地元の方々、その養鶏場に関連するの方々、以前、馬敷地区と大分地区と私は聞いたんですが、その住民の方に声をかけて、全ての方の、当然農家の方々も住民ですから、その方々に声をかけて住民説明会をやったということじゃないんですか。

宮嶋議員

その前にあってますけど、その10月の説明会を受けた後に10月に反対の決起というか、反対決議、これがあげられた後、一切説明会はあってないと、正式な説明会がきちっとあってないと。反対された皆さんも参加されてないんですよ。

瀬戸委員

反対決議が上がる前にもうその覚書ができて、住民説明会があって、皆さん承諾されたから覚書ができたということじゃないんですか。その後に反対が上がってきたということですか。

宮嶋議員

昨年10月に反対決議がされて、覚書が交わされたのがことしの7月になっております。だから、その10月以降、その7月の覚書が交わされるまでの間、役員さんだけ集まられたとかいうのはあるのかもしれませんが、正式な住民説明会というのはあってないということです。

瀬戸委員

その住民説明会が終わった後、覚書の印鑑を押すまでに反対決議が上がったと。反対決議に関して何も、いわゆる経営者側、設置者側はそのことに対して何も、まあ言えば、相手にしてもらえなかったということなんですか。

宮嶋議員

そういうことです。反対の声はあったけれども、その後いろいろ自治会の役員さん方と折衝されたのか何かわかりませんが、そういう反対の意見を述べられた方たちの意見は聞かないまま覚書が交わされているという。

瀬戸委員

その反対されている意見と今おっしゃいましたけど、そういうその内容というものは把握されてありますか。どういうことで反対をされてあるのかとか、どういうことをしてほしいとかですね。

宮嶋議員

請願書にも書いてありますけれども、結局今まで前回のエッグファームで被害を被って、田

んぼとかもなかなかうまくいかなかった部分をきれいに解消して、やっと本当にいい米がとれる優良な農地なんだそうですけれども、そういう農地にまたそういうのが来て、水だとかそういうことで被害が出てくるんじゃないかと、前回と同じような被害が出てくるんじゃないかというふうな不安ですよね。今は田んぼも昔のように戻ってよくなって、いいお米だという信頼も生まれてきていると。しかし、これでまた以前のような状況になるんじゃないかという不安があるので、そういう思いをぜひ、本当にその方たちの意見を、自治会長さんが覚書を交わされて大丈夫ですよって、承諾しましたよということではなくって、本当に一番身近にいるその方たちの意見を聞いていただきたい、声を聞いていただきたいと。現地をぜひ見ていただきたいという、それだけなんです。

瀬戸委員

私も現地知ってますけどね、大変自然豊かな所でお米もおいしいと聞いております。今回浄化槽が壊れて黒い水が流れたと。これに対してはね、本当に被害が出れば損害賠償というふうなこともね、地元で訴えられることもできるでしょうし、あと今おっしゃっている自然豊かでお米ができてから、昔あったそのエッグファームさんのような被害が起きるんじゃないか、そのことに対して住民の皆さん、いわゆるそのまた関係者の皆さんは会社側におそらくそういう住民説明会のときにどう安全なんですとか、どう対策をしてあるんですとか、十分に聞かれてないんでしょうか。例えば鳥インフルエンザでも類似施設がたくさんあるわけですから、鳥インフルエンザに対して今このような対策をとってますとか、いわゆる浄化槽に関してもこういうふうなもので一切、お水に関してはこれだけの、何ppmでこういうふうなきれいな水になりますとか、悪臭に関しても臭気に関してもこれだけの臭気の防止をしてますとか、いろんな説明があっているんじゃないかなと想像するんですが、覚書の内容が私たちわかりませんので、覚書の内容の書類は提出できますか。今からこれ審議するにおいてもですね、その内容というのがどういう説明をその中でされたのかというのわかりませんし、できましたら委員長の方でその覚書に対して地元のほうでご用意していただいて出していただけるんだしたら、資料として出していただけるようお願いしたいと思います、いかがでしょうか。

委員長

その件は後ほどはかりますので、紹介議員への質問を先にしてください。

瀬戸委員

紹介議員さんもあまりよくその内容をわかっていないみたいですから、これ以上質問しても一緒ですので、これで質疑を終わります。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

(ほかになし)

紹介議員に対する質疑を終結いたします。

宮嶋議員さん、本日はお忙しいところ、大変ありがとうございました。

(紹介議員退席)

次に、本件全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

瀬戸委員

先ほど紹介議員さんから地元と経営者側の覚書があるということをお聞きしましたので、その覚書の書類が資料として請求ができれば、委員長のほうにお取り計らいをお願いいたします。

委員長

執行部にお尋ねいたします。ただいま瀬戸委員から要求がっております資料は提出できますか。

農林振興課長

提出をさせていただきます。

委員長

おはかりいたします。ただいま瀬戸委員から要求がありました資料については、要求することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。

資料が準備されていますので、事務局に配付させます。

(資料配付)

資料を読むのに時間がかかりますので、暫時休憩いたします。

休 憩 10 : 24

再 開 10 : 36

委員会を再開いたします。質疑はありませんか。

道祖委員

残念なことに私は旧飯塚市出身なもので、旧筑穂町のことはよくわかってないんですけど、この馬敷地区にどういう形でここに書いている養鶏場はできてくる、どういうレイアウトになっているとか下の田んぼがどうだこうだという全然地理的なことがわからないんですよ。行政のほうは当然これができるということについては、ある程度情報として内容を把握しているんじゃないかと思えますけど、まずこの養鶏場の建設について市役所として担当部署の農林振興課はいろいろいきさつ等は存じているんですか。

農林振興課長

今回の計画につきましては、昨年の8月12日にこの予定の業者でありますタケノの社長が市役所のほうにお見えになりまして、養鶏場を始めたいということをございました。その折に先ほど宮嶋議員のほうからお話のありました、以前この予定されておる用地につきましては地元の皆様方に大変なご迷惑をかけておった養鶏場があった土地ですと、そのことについてはご承知ですかということの確認は、その時点ではさせていただいております。その話をする過程において、ただし市としてはですね、直接的にはこの問題についてはかかわる問題ではございませんと。しかしながら地元の皆さまとはきちっと話をしてくださいということで申し上げております。

道祖委員

私も全然わかんないんですけど、ただいまの資料として出された内容を見るとですね、鶏舎を18棟以内とすると。それと、その1鶏舎の大きさが示されて、1鶏舎当たりの鶏の数は書かれております。ただ全然、敷地面積はどうでどういうレイアウトになっている、そして汚水処理がどうなっているとか全然見えないわけですよ。そういう説明等はあったんですか。

農林振興課長

最初の時点では、まだ具体的な話は聞いておりません。ただし先ほど申し上げましたように、その過去ですね、この地で多大な被害を住民の皆さまに与えたということについては私どもも聞いておりましたので、当然汚水の問題、それから臭気の問題、それから害虫の問題ということについてはどのようなお考えですかということについてお聞きをいたしました。ここに書いてありますとおり、汚水については、生活雑排水は合併処理浄化槽と、それから鶏舎のほうは汚水が出ないような飼い方ということです。あわせて悪臭についても、ゼロではないけどもほとんどない養鶏法だということをございます。あわせて、その時点ではそういう具体的な鶏舎の配置図あるいは合併浄化槽のことについてはですね、その時点では具体的なものは提示はあっておりません。

道祖委員

あのですね、地元、これ見る限りはね、水田に対して汚水が流れ込むとかそういうことを心

配されているようですけれど、これは鶏舎だけを考えると農林振興課の所管かもわかりませんが、問題が生じたときは環境問題になってくるわけですよね。だから民間のことだからということで把握していないということになると、後々その井戸水、どういうふうになっているかはわかりませんが、農家の方がどういってお水をお使いになっているか、そういうのは全然私わかりませんから懸念するだけの話ですけれど。過去にですね、旧飯塚の八木山で牛を飼う所があってですね、山の中だったんですよ。いろいろ処理をするという形できちっと出されておったんですけど、やはり井戸が牛の糞尿で汚染されていていってるんじゃないかと。大腸菌が出るとかそういうことで大きな問題になりましてですね、私ども議会も現地視察をして状況確認等をしたいきさつがあります。そういうことを考えるとですね、ある程度やっぱりこういう問題は出たときは業者さんにご協力いただいて、そういう当然懸念される問題があるわけですから、それに対してきちっと把握しとかなないと、汚水が出て汚染されるとか心配されているような田んぼの米に影響があるとかいうことになればですね、これまた後処理が大変な問題になってくると私は思うんですけど、そういう観点でやっぱり取り組むべき、ご協力を業者さんにお願いすべきじゃないんですか、行政としては。

ついでにお尋ねしますけれど、ここに覚書という形で出ておりますけれど、鶏糞堆肥については食エネ環境総合研究所という所が引き取る計画ですというふうになってますけど、これはどういう所とかそういうことはご承知なんですか。

農林振興課長

まず最初の質問ですけど、私どもも環境面については非常に大きな問題であるというふうには認識しておりますので、この導入先であります養鶏場の視察をしてまいりました。現地に行ってみますと、先ほど言いましたように、生活排水につきましては合併浄化槽、これもそのように計画がこの地でもされているということですが、一番問題の鶏舎のほうですけども、鶏舎につきましてはいわゆる汚水というのがないという構造でございます。平飼いでありまして鶏糞ですね、糞をしたものがすぐ地面に落ちて、そこで堆肥化をされるということで、現地で実際に鶏舎の中に入ったんですけども、ベチャベチャというふうな状況ではなくてサラサラという状況ですね。そういう状況でございましたので、私どもが確認した限りはですね、汚水というものはなかったということでございます。それから悪臭ですね、いわゆる鶏舎に行きますと鶏糞の臭い等が考えられるんですが、これにつきましてもほとんどないという状況でございました。あわせてもう1点、害虫ですね、一般的にはハエというものが一番気になる場所なんですけども、ハエというものも数匹は確認をいたしましたけども、いわゆる群がっているという状態はですね、確認をできなかったという状況でございます。それから、堆肥の食エネ環境総合研究所のことにつきましては詳しくは存じませんが、鶏糞が土状に変わっていくということですね、数カ月に1回、ここに引き取りをお願いしていくというふうなことの説明はお聞きしております。

委員長

農林振興課長。今までずっとこの問題でかかわってきて、承知していることはもう全部言ってしまったら、先に。そうせな、一問一答しよったら時間がかかるき、先に自分がかかわった経緯を全部わかる範囲で説明してください。

農林振興課長

私どもが承知をしておりますのは、昨年7月13日に馬敷地区へこのタケノのほうから打診があったということでお聞きをしております。その後、当然過去の養鶏場の問題からですね、賛成できる状況ではなかったというふうにおおよそ推測もつきますし、またそうであったというふうにお聞きをしております。その後視察、私どもがお伺いしました、糸島市のほうにあるんですけども、緑の農園という所ですね、役員の方数名が視察に行かれたというふうにお聞きをしております。そして先ほど申し上げました8月12日に私どもにタケノの社長と、それから現

在旧養鶏場の管理をされているITSファームというところですね、九州事業所所長さんと、それからこのタケノの社長さんがお見えになっております。そして先ほどご説明した内容ですね。それから同じく8月の、日付はちょっと確認できませんが、飯塚農林事務所のほうにタケノの社長さんが説明に行くと同時に、あわせて向こうから問題がないかというふうなことを検討して問題がないかというふうなことでお伺いしたというふうに聞いております。それから、8月12日に私ども、12日の社長の説明を聞きまして、12日に馬敷の予定地の視察をしております。そして、8月27日に事業所開設の説明会があったということでお聞きをしております。これは馬敷の自治会であったというふうにお聞きをしております。それから8月29日に、馬敷の方から市が了解しているんじゃないかと、この馬敷の養鶏場の設置計画について了解しているんじゃないかというふうなお話がお見えになってありましたが、市としてはですね、そういうことは一切ございませんということでご説明をさせていただいたところでございます。続きまして、9月7日にまた反対の方が市役所にお見えになりましてですね、過去のチクホ・エッグ・ファームにおける経過、またそれと同じことが繰り返されるんじゃないかというふうなことでの説明がございまして、市はどう考えておるのかということでございますが、市としては賛成とか反対とかいうことではございませんと、あくまでも地元の皆様が賛成ということであればそのことを追認といいますか、そういう立場でございましてということでご説明をさせていただいたところでございます。そして、10月11日に馬敷の自治会の役員の皆さまが市役所にお見えになっていただいております。そのときに同じような市としての立場はどうかということでもございましたので、この問題について同様に賛成でもないし反対でもないということでもございます。ただし、地元の皆さまが了解いただけるということであればその時点で私どもが承知しておる中身が事実として行われるのであれば、誠実に履行されるのであれば、企業進出という観点からはですね、そのことだけ取ってみますとありがたいと、ただしやっぱりあくまでも地元の了解が前提でございましてということでお話をさせていただいております。ちょっと前後しますが、8月27日に地元でタケノの社長が説明会をされたということでございます。そして、そのときに出了た質問、意見の回答が10月29日に馬敷の公民館であったというふうにお聞きをしております。この中身につきましては、覚書に記載をされている内容と大体同じような内容というふうに思われます。それから11月1日に、やはり馬敷の自治会の皆さまがなかなかそう簡単に了解できる内容でございませんので、約60件弱、社長が戸別に説明の訪問をして回ったというふうに社長から聞いております。その折、明確に数件の方々がやっぱりなかなか納得がいかないというふうなことでもいただいたというふうにお聞きをしております。それから、12月20日に馬敷の方5名が、先ほど申し上げました糸島の養鶏場を視察されたと。そのときの感想は、安心されたというふうにお聞きをしております。年明けまして、ことしの1月22日、これも3名の方が視察をされたということで、12月20日と同様に視察の結果、安心をされたというふうにお聞きをしております。それから、1月26日に反対の1名の方がタケノの会社を訪問されまして、反対の意を伝えられたということでございます。そして、2月7日にタケノの社長が市役所にお見えになりまして、これまでの経過等のご説明をして、帰られております。この時点でもあわせてですね、とにかく地元の皆さまときちんと協議をしてくださいということでお話をさせていただいております。それから5月25日でございますが、これは成果書の中にございますけども、工事が入って浄化槽を解体した際に汚水が流れたということですね、私どものほうに苦情の電話が入っております。係長と担当者と派遣をいたしまして、確認をさせていただいております。そのときの対応でございまして、まず私どもがお聞きしたのは、事前に工事に入らせていただきますということの連絡はさせていただいておりましたということでございます。そういうふうにお聞きをしております。それから、この事前の工事でございますけど、これはそのときの管理会社の責任において事前の工事をすると。いわゆる、きちんと建築ができる状態にしてタケノの会社に引

き渡すということの契約だというふうにお聞きをしております。それから、流れ出た汚水等につきましてはこの工事会社のほうが清掃をしたと、そしてあわせて自治会長さんのほうにおわびにお伺いしたというふうに聞いております。それから、6月28日に私どものほうで再度現地の視察をしております。このときには、路盤の整備のために重機が入って作業しておったということでございます。それから、7月28日が提出させていただきました馬敷の自治会と覚書が締結をされております。そして、9月3日が大分の自治会と覚書が締結をされております。この2つの自治会の覚書が締結されましたので、先ほど申し上げましたけども私以下3人で糸島の導入予定の緑の農園の養鶏場の視察をしております。そして、9月13日が請願書が出たというふうの確認をしたと。以上でございます。

道祖委員

経過はよくわかりました。結果として、先ほど見に行っただってというのは当該箇所はまだ建築されてないということですね。ちょっと、先ほど施設を見学に行って問題ないという答弁されたから、もうこれはでき上がっているのかなと思ったんですけど、そういうことではないということですね。

もう1つね、これチクホ・エッグ・ファームのときに何かいろいろ問題があったと。同じ被害が生じかねないと不安を大きくしてますっていうようになってますけど、そのときはどういうことが起きたのか。

農林振興課長

私が聞いておりますのは、先ほど宮嶋紹介議員のほうからもありましたとおり、1つは悪臭ですね、大変な悪臭だったというふうにお聞きをしております。それから八工も、とにかく真っ黒くなるように八工が多かったということでお聞きをしております。それに加えて火災ということで、さらに悪臭が重なったと。当然、鶏糞の処理も十分な処理がなされてなかったというふうにお聞きをしておりますので、溜まった鶏糞で想像を絶するくらいひどい状況だったというふうなことはお聞きをしております。

委員長

他に質疑はありませんか。

瀬戸委員

土木のほうにちょっとお尋ねしますが、これはいわゆる開発許可、県の開発許可等とか、飯塚市の指導要綱には一切かかわらない案件になるんでしょうか。いま言ったように、浄化槽を壊したとか、一部地形の変更とかあれば開発許可に係るんじゃないかと思えますけど、その辺はどうなんですか。

都市計画課長

県のほうに確認をしておりますけども、開発の行為には当たらないということでございます。

瀬戸委員

飯塚市の指導要綱にはどうですか。

都市計画課長

同じく、飯塚市の都市計画の開発の指導要綱にも当たらないということでございます。

瀬戸委員

それはどういう要件で係らないということでしょうか、詳しく。

都市計画課長

先ほど言われた鶏舎、農業振興に係る鶏舎とかそういう部分につきましては都市計画法に基づく開発行為には当たらないということでございまして、民間の通常建物を建てる住宅地、そういう部分につきましては当然開発の行為に当たりますけども、今回の案件につきましては開発行為の関係にならないということでございます。

瀬戸委員

普通、環境アセス、よくありますよね、開発の場合。そういうものも同じ。開発に係らないから環境アセスも全然やらなくていいということですか。

都市計画課長

いま言われる環境アセスについてはそこまで確認はしておりませんが、そのあたりは確認をさせていただきたいと思います。

委員長

他に質疑はありませんか。

小幡委員

これ、先ほど請願を提出された方から手紙をいただいてね、事前にちょっと多少調べさせてもらいました。現地も行ってきました。現地は確かにかなり山奥ですね。そういう場合、我々としてどう扱うのかということも多少考えたんですけどね、基本的には法、条例、条項に対して、今回の案件は適用しないということ、県のほうにも私も確認しました。ただし何か災害が起こったときの場合、問題が起こったとき、この請願にもありますような懸念、不安材料、それが発生したときにはね、やっぱり飯塚市の敷地内でありまして、住民も飯塚市民でありますので、安全、財産の確保ですね、それは我々に義務化されていることですので、問題が発生したときにその発生状況に応じて、それが臭いなのかインフルエンザなのか汚水に関するものか、その要項に応じて処理する飯塚市の課も変わってくるかと思うんですけどね。この請願の中身を見ますと、何も最終的な請願の要望されていることは、現地視察と地元の農業関係者の聞き取りを調査してください。これは決してやぶさかではないんですけども、この請願を私自身の考えで自論になりますけど、要望ではわかるんですけども請願に対して賛成、反対というのは非常に難しいという観点からですね、現地視察も農業者の意見を聞くのも構いませんけど、うちのいま所管としては農林振興課ですかね、のほうで扱ってありましようけど、この請願を出されている今4名の方ですか、この方々は設置者でありますタケノさんとお会いしてお話しされた、もしくは先ほど糸島と言われましたけども、そちらのほうに現地に行かれた、そこら辺は確認が取れていますか。

農林振興課長

ここに記載されている方々がお会いになってお話しされた、あるいは糸島のほうに視察に行かれたということについては確認ができておりません。

小幡委員

素朴な考えなんですけど、我々に上程されるというか上がってくる前に、やはり民民の話なものですからね、先ほど法律的にも条例的にもかかわらないのであればですね、我々が不法に介入することもまた一方ではおかしな話で、民民の会社と当事者間で十分話し合われて現地を見に行くと。何事にも賛成と反対というのが付きまといますのでね。自治会長さんあたりの賛成も取られている。自治会長さんの意見が全てではないんでしょうから、反対者の意見も不安も十分理解します。でも、そのところを事前にしっかりと、反対者の方も設置者ととことん話し合ってもらおうと。その反対者とも少なかれ協定を結ぶとか、覚書を交わすとかいう作業を先にやっていただきたいということを我々としては要望したい。これを軽々にですね、じゃあ請願を否決するとか可決するとかいうのは非常に難しいと思うんで、私自身はとりあえず継続というようなスタイルでいきたいと思っているんですけども。まあ、意見として述べさせていただきます。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

松延委員

先ほど農林振興課長の第1番目の質問者に対する答弁の中に、この問題に関しては市としてはかかわる問題ではないという発言がありましたね。それで先ほどから聞いていますと、昨年

の何月ですか、7月頃からちゃんと市としてはかかわっておらっしゃるんですよ。それと同時に、あとは自治会さえよければいいという言葉が再三出てますけれども、自治会の会長さんなり役員さんはですね、市と行政の自治会というものは行政の補助機関であると、私はそういうふうに認識しておりますので、ただ結果的に、自治会がこの覚書を交わした後に糸島にも行かれたという、先ほどの視察に行きましたということでありましたけど、簡単にそういうことは僕は発言してほしくないなと思いました。それで、やはり自治会に対してはやっぱり市としては指導、助言の立場にあると思いますので、自治会の皆さん方も多分、市にこういう問題が起きたらどうかと尋ねられたときにはやはりそこら辺ところの指導、助言をしていただきたいと思えます。それで、農林振興課長の先ほどのかかわる問題でないという言葉は僕はさっきから非常に気になってしょうがなかったんですけど、どういう意味でかかわる問題でないと言われたのか、ちょっとそれだけ答えていただけますか。

農林振興課長

私がかかわる問題ではないというふうに申し上げましたのは、この何も全く市としてですね、私どもとして知らないふりをするということではございませんで、このように過去の経過を考えますときに、この決定をまず地域の皆さんがですね、ここなら大丈夫だろうと、わかったということで了解をしていただければですね、それから私どもとしてはそのことを受けまして当然かかわっていく、一定のかかわりを持っていくということで、そういう考え方で申し上げたものでございまして、あくまでもこの地域に養鶏場を開設することについてですね、地域の方が受け入れられるということを決められた後、私どもとしてはそのことについてかかわるということではですね、ご遠慮させていただくということで申し上げたものでございます。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

小幡委員

1つだけ質問させてください。いま言ったように、法に適合する管轄する条例も法律もないということですが、実際このまま、仮に民民でしょうから施設ができて反対することはできませんよね、行政としてはね、そういう意味では。ただし、明星寺でもありましたけど、仮に問題が起こった後、まあ未来の話ですけどね、問題が起こった後に飯塚市は環境保全条例等もありますのでね、そのときに行政側としては関与できないという立場ではなくて、問題が起こったときは現地調査とか立ち入り調査の権限というのがあります、発生します。問題に応じてできるかどうか。その点はどう考えられておられます。

農林振興課長

直接的に環境問題が発生した場合につきましては、保健福祉環境事務所になるかというふうに思います。当然、市としても直接的な権限は保健福祉環境事務所になりますけども、先ほど申し上げましたように、ことし養鶏場が別の所で開設されましたけども、そこにつきましては同様に私どもも開設後も臭いの問題等のこともありますのでですね、確認に行っております。

委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:11

再 開 11:46

委員会を再開いたします。

おはかりいたします。本件について、継続審査とすることに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(挙手、賛成少数)

賛成少数。よって、継続審査は否決されました。

他に質疑はありませんか。

瀬戸委員

事務局にお尋ねいたします。この請願第9号、市議会に調査をお願いしますということですが、飯塚市議会にこの調査権はございますか。

議会事務局次長

議会の調査権については地方自治法で定められておりますが、その範囲は当該地方公共団体の事務に限定されるものと判断しておりますので、調査権は及ばないものと判断します。

瀬戸委員

となると、この請願は私どもが受けることはできないということになりますので、これからこの状況を見守って、問題等が出てきたときはこれに関与してきちっとした対処をしていただきたく、お願いを申し上げておきます。以上です。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

道祖委員

いま議会事務局から、これは調査権になじまないということでありますので、これは致し方ないと思いますけれど、やはり事が生じた場合はですね、その処理が大変ですから、質疑の中でわかったことですが、農林振興課は注目している直接的には関与してないけれど、問題が生じないように施設等視察しているということを述べられておりましたけれど、これが今から建設されてですね、確実にあなた方が視察に行った施設のように運営、管理ができていく、していくというようなことをですね、やはり業者さんに協力を求めて、地域の人と一緒に環境汚染のないように、やはり指導していくというか、そういう市としてきちっとですね、意見交換ができるように、業者さんと意見交換ができるような関与をしていただくように要望いたします。

経済部長

この馬敷の養鶏場建設計画にかかわる案件につきましては、先ほど農林振興課長がお答えいたしましたとおりの経緯でございます。私も昨年8月に地元の代表の方、関係者の方に一度お会いいたしまして、その後も二、三度関係者の方からお電話をいただいたり面談をしたりした経緯がございます。当然のことながら、飯塚市といたしましてこの建設計画にかかわる許認可権等は持ち合わせておりませんので、そういった意味から農林振興課長のほうがかわりがないというような発言をいたしました。今までもずっと地元の方々等のご意見もお聞きしてまいりました。そして、事業計画者である代表者の方とも地元と問題の生じない事業計画で事業を実施していただきたいということもご要望申し上げてまいっております。ただいま委員のほうからご指摘のございました今後の事業計画の進捗状況、それから万が一、事業の実施に伴って問題が生じた場合につきましては、関係監督機関等への対応を求めるなどの措置、それから飯塚市役所内の関係部署との相談等をいたしまして、今後のこの事業の進捗についても深く関与し見守りながらかわってまいりたいというふうに考えております。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

瀬戸委員

いま経済部長がおっしゃったように、飯塚市はかわって見守っていくと。それに対する調査権、その事務に対する調査権は私どもにあります。その辺は私どももしっかり見守っていきたく思っております。

それと1点、最後にですね、この覚書の中で運動場の排水の問題です、運動場の排水は側溝に流すということが書いてありますけど、この辺がちょっと私、確かめておいていただきたいんですが、いわゆる運動場で放し飼いの状態で鶏糞、尿をすると、運動場であれば当然地下に浸透していくと思います。そういう場合において大腸菌等の被害が出ないのかどうか、その辺

はっきりと見守っていただきたいなと個人的に思っておりますので、よろしく申し上げます。
以上です。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

(ほかになし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。

「請願第9号 馬敷地区への養鶏場開発計画の調査に関する請願」について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(挙手なし)

賛成者なし。よって、本件は不採択とすべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 11:53

再開 13:00

委員会を再開いたします。

「オートレースの運営について」を議題といたします。

「売上額及び入場者の状況等について」及び「的中券の払戻場所の変更について」、執行部の説明を許します。

事業管理課長

「オートレースの運営について」資料に沿って説明いたします。

資料1ページをお願いいたします。平成24年度9月末までの売上額及び入場者についてでございますが、総売上額はB欄の小計64億6572万800円、入場者につきましてはF欄の小計15万9684人となっております。

1日当たりの平均で平成23年度と比較してみますと、平成23年度C欄1日平均1億7695万4563円に對しまして、平成24年度B欄でございますが、1日平均で1億3470万2517円、率にしまして23.9%の減となっております。入場者につきましては、平成23年度の入場者G欄の1日平均で3,475人に対して平成24年度の入場者F欄の1日平均で3,327人、率にしまして4.3%の減となっております。

6月9日以降の払戻率変更、経済情勢等の閉塞感などが影響しているものと考えておりますが、売上額の減少率に對しまして入場者の減少率は小幅となっておりますことから、本場開催時のファンサービスにつきましては、引き続き継続してまいりたいと考えております。

次に、資料2ページをお願いいたします。本庁1階会計課横的中券の払戻場所の変更について説明いたします。現在、本場開催、場外発売時以外の本庁開庁日につきましては、会計課横の払戻機で的中券を払い戻しておりますが、飯塚本場の競技系の電算システムを変更することに伴いまして、11月4日開催分までの的中券の対応しかできなくなることから、資料に記載しておりますとおり、11月13日までの7日間につきましては、現行どおり払戻を行いついて、12月以降につきましては、12月の非開催の3日間、1月の非開催の6日間、2月の非開催の4日間及び3月の非開催の2日間につきましては、飯塚オートレース場の前売車券発売所での的中券の払戻を行うものです。なお、この払戻場所の変更につきましては、出走表、ホームページで周知を行います。

委員長

説明が終わりましたので、ただ今の説明に対する質疑を含め、全般に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

おはかりいたします。本件は掘り下げた審査をするということで継続審査といたしたいと思
います。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、「産業振興について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑はありませんか。

道祖委員

きょう事前に秋のイベント情報とかいうものをいただきましたけど、いろいろなことに取り
組んでやられておるということで、それはそれで結構なんですけど、先だって「I LOVE
遠賀川」がありましたね。その際に川ひらたが、今回川ひらたをつくった研究会か何かつくっ
ておったですね。前に市の職員だった、会長をされているのは確か梅沢さんだったと思いま
すけれど、川ひらたを持ってきて浮かべたということを知っておりますけれども、あの川ひらた
はその後どうなっているのか、今後どうなっていくのか、観光行政の中でどういう位置付けに
なっていくのか、その辺の考えをお示しいただきたいんですけど。

商工観光課長

質問委員が言われておりますように、川ひらたにつきましては、先だって10月14日に開
催されました「I LOVE 遠賀川」で運航をされておりました。川ひらたにつきましては
川船製作研究会、それとNPO法人ふるさと幸袋まちづくり支援センターというところが管理
運営を一緒に行っておりましたが、このNPO法人のほうが本年4月に解散をされております。
その関係で、川船製作研究会の会長のほうにご連絡をさせていただいております。現在、川ひ
らたにつきましては、実物大の川ひらた1隻、2分の1サイズの船が2隻、それと小型の2人
乗り用の船が1隻の計4隻を所有されているそうでございます。現在、保管場所につきましては
仁保のダイハツの倉庫を借りられているということでございます。

今後どのように運営をするのかということで、お尋ねさせていただきました。保管場所等の
関係については、市のほうにもご相談をさせていただきたいということで、今年中には1度相
談に来られるという話になっております。運航につきましては、現在、イベント等にあわせて
臨時的運航を考えておられるようでございます。当初は常時運航というふうなことを考えてお
られたようでございますが、人手、資金、そういう部分もありまして、なかなか困難というこ
とで、先ほどの「I LOVE 遠賀川」などにあわせて、年に数回の運航ができればと。そ
れと保管場所につきましても、できるだけ市民の方の目につくような場所に置いて見ていただ
きながら、そういう臨時的な形でイベント等にあわせて数度の運航ができればというふうなこ
とで考えておられるようでございます。それで、一応、年内に商工観光課のほうに来られて、
ちょっとそこら辺も含めてご相談をさせていただきたいという会長さんからのご相談を受けて
おります。

道祖委員

これは確か、旧伊藤伝右衛門邸が整備されるときにやっぱり地域として盛り上げていこうと
いうことで取り組まれてきたものだと思うんですね。市民の皆様にご協力をいただきながら、
役所も多少なり応援しながら取り組んできたものですよ。ただ、せっかくできたものが活用
されていない。例えば、単純に思うんですけど、旧伊藤伝右衛門邸の横に川があるから川に係
留しておくことができないのかなとか、これは国土交通省との話もあるんでしょうけれど、そ
れだけでも観光資源になるんじゃないかなとか単純に思うんですけどね。浮かべることがだめだ
ったら、岸の上に上げて見せるとかですね。浮かべなくてもいい、ただ見せる。やはり、せ
っかくいいものだから観光資源として活用しないともったいないなと思っているんですよ。も
う前々からこれ言っているんだけど、何かいつもどうなっているのかよくわかんない。先
ほど言ったように、何かNPOも解散していつているし、そのときの意気込みは感じられない。

かたや田川ではね、世界記憶遺産という形で炭鉱の時代のやつがいろいろやられているわけですよ。飯塚市でも旧伊藤伝右衛門邸の中でやってある。そういうことを考えればね、やっぱりせっかく実物大、これ飯塚だけしかないんじゃないですか。もう飯塚で活用できなかつたら田川に貸し出しするとか、中間市に持って行ってから浮かべてもらうとか。活用しようと思ったらどこでもあるんじゃないかなと思うんですけどね。今度はその会長がご相談に来ると言われているみたいですけど、市のほうも積極的にかかわっていかないと、いくべきではないかというふうに思いますので、ご相談があるならばちゃんとご相談に乗ってください。費用がないということでまた、金がないということで何もしません。野ざらしでもいいから飾っておけば人が来るかもわかりませんよ。小屋をつくれれば金かかるとか、野ざらし、コーティングをして腐敗、腐食しないようにして、浮かべなくてもいいから岸に置いとけばいいんですよ。そしたらつないでおけば大雨降ったらこう浮いて、流れんようにしておけばいいですよ。常時見られますよ。単純なことを言うかもわかりませんが、こういう発想したらいけないかもわかりませんが、やり方はあるんだと思う。やる気があるかということだと思いますので、新しく担当課長替わられておりますので、一所懸命取り組んでいただきますようお願いいたします。年内くらいに何か方向性が出るように、よろしく。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

瀬戸委員

鯉田工業団地の誘致活動の進捗状況、わかればお知らせください。

企業誘致推進室主幹

鯉田工業団地は第2区画の約半分を使用貸借特約付分譲制度を活用いたしまして1社、ただいま建設中でございます。この企業につきましては、12月の末には完成をするといったところでございます。残りの区画につきましては、現在いくつか引き合いがございますので、現地にご案内するなどして誘致活動を続けているといった状況でございますが、きょう現在ではまだ決定に至っているところはございません。

瀬戸委員

報告のときいつもそういう答弁をされるみたいですが、どっか来ている、しかし誘致には至らないと。今回、使用貸借でね、1件こちらのほうに誘致したということで、使用貸借というものはどういうものか説明していただけますか。

企業誘致推進室主幹

私どもが現在導入しておりますものは、使用貸借特約付の分譲制度でございまして、10年後に一括してお支払いをいただきまして所有権移転いたしますが、その間は使用貸借制度にのった貸借関係を10年間続けて、そののちにご購入いただくという制度でございまして。ちなみに、当初約10%の保証金をお預けいただきまして、その後3年間までは無料、4年目から10年目までは固定資産税相当額を納めていただくという制度でございまして。

瀬戸委員

となると、売買金額は10年後に一括で支払うと。その場合に支払った固定資産税額とか初めの手付みたいな保証金ですか、の分はその金額から差し引かれるわけですか。

企業誘致推進室主幹

当初の保証金につきましては、売却するときその一部として算定をすることになっております。4年目から10年目までの使用貸借に係る固定資産税相当額につきましては、そのままいわゆる貸付料としての歳入ということになっております。

瀬戸委員

それではですね、今の年間の使用貸借料、固定資産税なみと、その分という今の貸してある所の土地何坪あって坪当たりが年間いくらになりますか。

企業誘致推進室主幹

現在、建設中で使用貸借中でございますので、なおかつ1月1日現在の課税ということになりますので、新年度の課税の段階でははっきりするとは思っておりますが、現段階ではちょっとまだはっきりとはわからないという状況でございます。

瀬戸委員

今の固定資産税額はわかりますよね。単純に坪数で割ったら、固定資産税ですからこう上がったたり下がったりはあるんでしょうが、上がったたりということはない、下がるばかりですけど、今の固定資産税額で坪数で割ったらいくらくらいになります、坪あたりは。

企業誘致推進室主幹

現在は飯塚市の所有地でございますので、ちょっと評価のほうははっきりとはございません。ただ、課税の段階になりましたらば、一定の仮評価なりを踏まえて算定してまいりたいというふうに考えているところでございます。

瀬戸委員

まあ固定資産税なみだから、いま何坪と言われたですかね。12,000平米、3,600坪。たぶん坪当たり何百円もなるかならないかの金額じゃないかなとは想像しているんですけど。どうしてこういうことを聞くかというですね、誘致活動をされていることは認めますが、この状況下で企業がなかなか決まらなと。その中でいま九州はメガソーラーバブルと言われるぐらい、九州各県すごい企業がですね、大手企業の子会社あたりが入ってきております。飯塚市もご存じのとおり、三菱さんの土地と1つ穎田のほうに北九州の企業が入ってきて、嘉麻市にもメガソーラーをもう建設されております。ほかにもたくさんの企業が魚の目鷹の目で土地を探しているわけですね。その中で田川市やほかの市町村ですけど、余っている工業団地に対して自分のほうからメガソーラー用地として貸しますよと、申し込みしてくださいというものがたくさん出回っているんですよ。飯塚市はね、そういうことを考えられないんですか。いつまでもね、もう工業団地ができてどのくらいになります。いつまでも企業、企業といって、今の企業もですね、来られたところも新規雇用というのはほとんどないと思います、もともとおられた方だから。メガソーラーもほとんど雇用はありません。しかし、動産に対しての税金は入るわけですね。それを考えると、早目に、今こんなに熱いうちに。これを大体11月までに決めてないと、市税が3カ月かかるから3月いっぱい42円の買い取り価格が切れますので、今のところですね、今のところ切れますから、みんな今すごい勢いであちこち物件を模索してあるんですね。そういうものにね、飯塚市もまあ全部とは言いませんけど、これだけ決まらないなだったら半分でもね、そういうところに貸せば喜んで借り手がいると思うんですよ、使用貸借であるならなおさら。いいじゃないですか、10年後に買い取りのあれ付けられても。どんなふうですか。そういう考え方できないんですか。

企業誘致推進室主幹

委員ご指摘のとおり、メガソーラーについては特に北部九州、盛んに建設ラッシュという状況は重々承知をいたしております。ご指摘のとおり、2カ所既に建設中でございますが、ほかにも民有地の段階でいくつかメガソーラーの開発が進んでいるという情報は入手しておりますけれども、今のところまだ民有地の段階でございます。私ども所管いたします工業団地につきましては、これまで議会答弁でも少しでも雇用を生むために何とか製造業関連の企業さんを誘致したいというふうに思っておりましたが、こういう状況でございますので、私ども所管する以外のところも含めましてですね、積極的に掘り起こしと可能性を模索してまいりたいというふうに考えておりますので、ぜひご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

瀬戸委員

所管するところ以外にあればね、私も言いませんけど、そういうところがなかなかないんですよ。平地でさっと工事できるところはない。いま言ったように、ほかのところでは田川市はで

すね、これ県の所管と思いますけど、県のやつが2カ所公募しました。おそらく鞍手でも1カ所でやっているはずですよ。せっかくのこのチャンス逃して、またこれ5年も10年も15年も鯉田工業団地に何もできないというような状況が起き得る。だから、いま決断しないと間に合わないんですよ。財産審議会とかなんか、その土地利用何とか審議会でいろいろいろいろヘチャモチャかけて、いつも何か1つ売るまで半年も1年もかかって、決定するまでいつもそんなことやってますけど、今チャンスがあるものをいま握らないと。どうですか、副市長、この辺。部長かな、先に。僕はそう思うんですけどね。

経済部長

ただ今の企業誘致推進室主幹がご答弁申し上げましたが、工業団地にメガソーラーを誘致するという考えは現時点ではまだ固めておりません。それで、市有地の中にございます遊休地についてメガソーラーを立地したいというお話であればですね、市の遊休地の有効活用、それから産炭地のイメージの払拭などには大きく貢献するだろうというふうに判断をいたしますので、そういったお声かけがあればですね、行政全般としても前向きに検討していくということは、現在、関係部署とも調整をいたしております。しかしながら、現在、鯉田工業団地のような工業用地として費用をかけて造成した場所にですね、メガソーラーを誘致をするという決断までには現在至っておりません。

瀬戸委員

鯉田工業団地に対してはそういう思い入れがあってということでもわかりますけど、じゃあいま部長がおっしゃったように、飯塚市が持っている行政財産なり普通財産でですね、そういう場所があるかどうか、早急に検討していただいて各課連携とってもらって検討していただかないと、もう間に合わないんですよ。そして、本当にここだったらね、そういうものに適するんじゃないかということだったら、早目に公募でもかける、インターネットでも何でもいい、公募をかけて来てもらおうと。割と大きな会社も動いている。私たちのところにも民間で動いているのを聞くと、三菱系の会社なんか非常に大きく入ってきております。京セラとかも入ってきてますしですね。だから、そういうものに大手さんですから貸して、企業としてはあまり見劣りしないところが入ってきていますので、ぜひそういうこと、本当に連携をとってもらってやっていただきたい。これを強く要望して終わります。以上です。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

(ほかになし)

おはかりいたします。本件は掘り下げた審査をするということで、継続審査といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、「建設行政について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑はありませんか。

道祖委員

言いたくないんですけど、けど、きょう新聞に記事が出ましたので、あえて言わせていただきます。青葉台は売れていますか。売れてないようですね。きょう見てきました、委員会の前にですね。そしたら、あそこまで行かないとやっぱり売りよう、売っているというのは見えないんですよ。行けば確かにここは売っていますよ、分譲中という旗をいっぱい立ててます。庄内駅に向かってね、正面には「青葉台分譲中」という横幕を付けてやってますけど、行かなきゃ見えないんですよ。あそこに行く人は庄内の人しかいないんですよ、おそらく。あの周辺の人しかいないんですよ。それじゃあそこは、今のままじゃ売れないんじゃないかなと思います。特に、きょう西日本新聞に田川市の分譲団地の件が載ってましたね。これは新聞の記事

が載ったから言うんじゃないんです。その前に土曜、日曜日で飯塚市は売り出したんですよ。その前に、新聞にこんな広告が出とったんですよ。何で飯塚市これぐらいやらのやろうかというの、やっぱ疑問なんですよ。金がないからやれないのか。同じことを何回も言わなくちゃいけない。何で香春町に負ける、田川市に負ける。負けるような仕事やめてよというのが本音ですよ。この土地が青葉台に比べてですね、非常にいい所か。これを見たらわかるんですよ。伊田駅まで2.4キロメートルあるんですよ。周辺に何も無い所ですよ。私よく知っています、この辺は。飯塚市が売ろうとしている青葉台は、この前も言いましたよ、庄内駅から500メートルなんですよ。高台にありますけど。近道すれば300メートルなんですよ。何でそういうやつを売らないんですか。売る努力をしないんですか。ホームページに載せてます。ホームページは関心のある人は見るでしょうけど、これ関心のない人だってある意味見るんですよ、こういうのは。この記事、筑豊版ですけどね、これだって筑豊の連中には、田川に行くかどうか知りませんよ、飯塚の人が、それはないかもわかりませんが、こんなに行政は頑張ってたということを宣伝してくれてるわけですよ。同じ仕事をしててくやくありませんか、課長。なぜこんな広告が打てないんですか。フリーペーパーに載せましたけど、これはこの前指摘しました。これじゃ売れないんじゃないと。香春町の出したやつもちゃんと見てますとかいろいろ言われたけど、その後そういう行動は示されておられません。どう思います。感想を。

建築住宅課長

田川市のこの広告等につきましては確認をしております。やはり値段の問題につきましても、かなり下げたところを出しているというようなこと、またPRの方法も筑豊一円、それから遠賀、中間、北九州の一部というような形で広範囲にやっているということで、うちのほうとしても見習わなくてはならないというふうなことは思っております。今年度につきましては先ほども委員が言われましたように、フリーペーパー、それからそういう機会あるごとにそういう不動産の研修会とかそういう中でもこう発表させていただいたりとかいう形でやっておりますが、いまま来年度に向けてこの田川市の例あたりも十分に参考にしながらPRの方法、それから分譲価格の問題、販売の方法、そういうものをいろいろ参考にしながら、いま計画をしておるところでございます。先ほどの委員も言われますように、やはり広告を打つ、これだけで田川に聞いているところでは380万円かかったということでございます。うちのほうとしても、ある程度の形でやっていかなければならないと思いますが、そういうところもありますので、今後そういうところを検討しながら進めてまいりたいと思っております。

道祖委員

先回も言いましたけど、広告打つならやっぱ思い切って打たないと。中途半端なことやってたって、中途半端な結果しか残らない。その三百何十万円が無駄なのか。固定資産やら考えていったときに、例えばいつも言うように1人入ってきたら1年間8万円。家族で入ったら16万円。16万円で10年間で160万円。20年間で320万円。20年間経てば1回の広告料出るじゃないですか、1件売れば。何もしなければゼロですよ。なおかつ路線価は下がっていきますからね。あなた方、今度売るときにまたきつい思いしますよ。先に売った人と、この前もいろいろ値段下げて売るときにはいろいろゴタゴタがありましたけど。また路線価下がってるんですよ。来年度来年度とか言ってたらまた路線価下がっているから、今の価格じゃ高いからまた割り引いて売っていかなくちゃいけない。そういうことを考えると、やはり金かけるときはかけないと。いま単年度決算でいくと、単年度黒字になっている、1億6千万円なると、23年度言ってますよ。しかしね、その金のあるうちに先に手を打っておかないと、再三言っていますけど、33年度からは30億円減っていくんですから、いま打てる手を。今あるからそれを残しとったらどうにかなるという話じゃない。今あるやつを投資にかけておかないと、絶対僕は無理だと思えますよ。

副市長、市長は一番トップなんだから、一番財政シミュレーションも出さなきゃいけないんだから、どう思います。こういうことに金をかけるように上から指導すればいいじゃないですか。金がないから広告を打てないって言っているんですよ。打ちましたけど訳のわからない広告しか出せない、その予算しかありませんと言っているんですよ。どう思います。

都市建設部長

委員、今年度からこの何回も質問等でご意見を言われて、十分我々も必死になって認識をして、それについてですね、現在、来年度に向けて内部で一所懸命協議をいま現在やっておりますのでございます。来年度に向けてどうするのかと。来月とか再来月になれば一番いいんでしょうけど。そういうことでいま協議中でございます。必死でやっておりますのでございます。

道祖委員

担当部署は必死にやっているんだけど金がないと、副市長。

副市長

何度かこういうご意見はお伺いいたしました。青葉台につきましては担当部署のほうも、もちろん質問者から言わせると努力が足らんということでしょうけども、値段を下げたりあるいは少し小さくした所はですね、まだ家は建っていませんけど、ことしも何筆かほとんど売れております。担当部署もそういう努力をしておりますし、ただこういう財源をじゃあ1千万円かけていいか500万円かけていいか300万円かけたらいいかということは、なかなか費用対効果、いろいろ問題あるでしょうけど、まあいいアイデアが出ればですね、それについて金がないからという理由はもうこれからあまり私自身も言いたくないと思っておりますし、必要な分については今後ですね、しっかりそれに対しては変な意味じゃなくして投資するという言葉が公ですからいいかどうかは別として、そういう形で費用については対応したいと思います。もちろん別な形で、先ほど経済部長が言いましたように、瀬戸委員の質問についてもですね、内部では正直もっと早く市有地の、鯉田工業団地については先ほど言いましたとおりですけども、それ以外の遊休地、遊んでいるような土地についてはメガソーラーの関係は早くやらないともう間に合わないぞということで、まあ担当部署は違いますので全体的な市の余った土地の有効活用という意味でですね、それは検討をし、またそういう面からも逆に言えば歳入を確保していきたいということも思っておりますので、まあひとつご理解のほどよろしく願います。

道祖委員

来年度ちゃんと広告とするための予算を、副市長としては検討するという答弁ですよ。

副市長

今の段階で私は確約をいたしません。中身を見てみないとですね、先に使う話をじゃなくて、そういういいアイデア、いいものがあればそれを取り上げるということで、まあひとつそういうことでご理解してください。初めから使うということは返事はいたしません。

道祖委員

じゃあ、香春町が広告を出して分譲しました。あそこが結果としてどういう状況になっているかですね、いま把握してないかもわかりませんが、要は費用対効果ということを使うならば、近くでは香春町がそういうふうになっている、田川市もこういうふうに行っていると。例えばここに書いているように、これは月美台というんですけど、星美台という所を売りに出したと、市がね。何年もかかったと。しかし何年もかかったとしても、あそこは市立病院の横で駅もあってですね、結構埋まっています。7割ぐらいは埋まっているんじゃないかと思っておりますけども、それが何年かかってそういうふうになったのかとか、青葉台つくって何年かかって今の状態なのかとか、そういうことをちょっと資料として今度出してください。費用対効果。何もしないで売れているのはどこか、他の都市で。何かしているから売れているのはどこか。どういうふうにするかPRしたら売れていくのか。それを検討しない限り、来年度の予算なり事業計画

には乗せられないでしょうからね。いわんとすること、ご理解いただけますかね。その資料が出せますかね、そういうもの。

建築住宅課長

いま委員が言われます資料についてはちょっと時間がかかるかもしれませんが、出させていたいただきたいと思います。

道祖委員

それを持ってね、副市長を説得してください。担当部署としては不良債権ですよ、ずっと持っておいたら。どうしようもないんですから、売らなきゃ結果が出ない、売ったら結果が出るんだから、売るためにどうするっていうのをいま言った資料の中で考えて提案する。そしたら、それを副市長が納得すれば予算を付けてくれると思うんですよ。そうしないと、課長もかわいそうですね。何回もこういうことを言われて、課長が替わったとしてもですね、ほかの方がなったら、担当者になればそういうことを言われる。極端に言えば、こういうやつは何で住宅課が持っているのかなとかいう思いしますよ。こんな企画なんかでやらせればいいんですよ。売らせればいいんですよ。そう思いません。人口をふやすため、交付税をいっぱいもらうためとか言ったら、住宅課の話にはならないんじゃないですか。住宅の分譲が住宅課、違うような気がしますよ。そういうことも含めてですね、調査して上に上げてちゃんとトップが責任持って、売るといふような政策を打ち出すようなことを下から働きかけてください。期待しています。

瀬戸委員

道祖委員の中でですね、今の宣伝、広告とかいうことで前回からずっとそういう質疑を、今の広告もきのう見たことあるんですけど、これ公明党の守光さんが一般質問をされて、青葉台のことが浮き彫りになってきたと思うんですけど、あの時期からいわゆる広告も少しはかけてこられたと。何区画売れたんですか。

建築住宅課長

平成23年にあの時期以降で1件売れてまして、24年に入りまして現在5戸売れております。そして、あと1戸がいま商談中という形でございます。

瀬戸委員

となると、平成23年度に1戸だったと。24年度に5戸売れたと。そしていま商談中だと。これはどうしてそういうふうに、前回23年度より多くなったんですか。

建築住宅課長

まず1つが、区画をちょっと小さくしたというのが1つの原因ではないかと。それからやはり、例年よりもちょっとPRを多くしたということも1つあげられると。それでも足りないということでございますけども、例年よりもいろんな場所で青葉台のPRをしてきたというの1つあるかと思えます。

瀬戸委員

私もそう思いますよ。道祖委員たちが言われ出して、いろんな紙面でPRし出したと。だから、人の目につき出したと、金額も少し安くなったということでふえてきておるんです。道祖委員が言われるとおり、もういま資料出さなくてももう明白なんですよ。宣伝しないと売れないんですよ。私も長くそういう稼業にいましたから、よくわかります。本当に宣伝かけないと売れないんですよ。だから、本当に道祖委員の言われるようにね、住宅課に言うことじゃなくて、副市長に頼まれていましたけど、企画とか。財政が金出さんと言えばこれはもうどうしようもないことですから。でも、今までの中でその売れてきたんだったら、最低限今までやられたそのチクスキに出したりHenに出したりとかね、インターネットに何か載せたりとか新聞載せたりとか、それは続けられれば売れていくと思うんですね。僕は、売れてなかったら一括で売らんですかといま言うつもりだったんですよ。一括で買いたいという方いらっしゃったんですよ。民間に渡せばもうそれで終わりなんですよ。その代わり金額が3万円とかに下がって

しましますけど。維持費もいなくなるし。でも、いま聞いて5区画も売れたんだったらね、売れるはずなんです。まさしく道祖委員の言われたとおり、私も同感ですので、副市长ひとつよろしく宣伝費のほう、お願いします。

委員長

おはかりいたします。先ほど道祖委員から要求がありました資料については、要求することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。次回の閉会中の委員会で提出してください。

ほかに質疑はありませんか。

(ほかになし)

おはかりいたします。本件は掘り下げた審査をするということで、継続審査といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件は継続審査とすることに決定いたしました。

おはかりいたします。執行部から、案件に記載の件について、報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

はじめに、「中心市街地活性化事業に伴う都市計画の決定等について」の報告を求めます。

都市計画課長

それでは、中心市街地活性化事業に伴う都市計画の決定等について、ご説明いたします。お手元に配付しておりますA3カラーの資料をご覧ください。都市計画決定案件としましては資料左上に記載のとおり、「市街地再開発事業の決定」、「土地区画整理事業の決定」、「高度利用地区の変更」、「都市計画道路の変更」となっております。図の中ほどに2箇所、凡例をお付けしておりますが、青や赤、黒線でお示ししている範囲が各種都市計画の区域となります。

それではまず、西鉄バスセンター周辺の市街地再開発事業の決定、並びに高度利用地区の変更について、簡単にご説明します。指定の範囲としましては、図の中ほどに「吉原町1番地区」と書かれた青色の線と赤線で囲った範囲、こちらはどちらも同じ範囲内となりますが、西鉄バスセンター周辺地域となっております。あいタウンの横の区域でございます。本地域に市街地再開発事業及び高度利用地区の指定を行うことにより、中心市街地活性化事業の核事業のひとつでもあります、吉原町1番地区第一種市街地再開発事業の実施に向けた都市計画法上の条件が整備されることとなります。

次に、本町東地区・火災跡地周辺の土地区画整理事業の決定、並びに高度利用地区及び都市計画道路の変更について、ご説明します。指定の範囲としましては、「本町東地区」と書かれた青線と赤線で囲った範囲、及び黒線を引いた範囲が「本町東地区」の区域となっております。こちらも吉原町1番地区と同様に、本地域に土地区画整理事業及び高度利用地区の指定、都市計画道路の一部区間の変更を行うことにより、中心市街地活性化事業の核事業のひとつでもあります飯塚本町東地区土地区画整理事業の実施に向けた都市計画法上の条件が整備されることとなります。

都市計画法策定の経緯及び今後のスケジュールにつきましては、右側の表に記載しておりますとおり、飯塚市の都市計画審議会に報告を行いながら、地元説明会、計画案の縦覧、県との協議を行い、本年10月15日開催の飯塚市都市計画審議会に計画案を諮問し、原案どおり承認していただいております。今後につきましては、県への法定協議を行い、本年12月中旬の決定告示を予定しております。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市中心市街地活性化の取り組みについて」の報告を求めます。

商工観光課長

中心市街地活性化事業の取り組みに基づきます商業の活性化事業について、配付させていただいております資料に基づき、進捗状況をご報告いたします。まず逆玉手箱実戦商店街事業の中の健康空間創出事業でございます。これは以前ご報告いたしました、6月9日に街なか交流・健康広場を開所いたしまして、その後7月10日から福岡大学等と連携をとりました「にこにこステップ運動」の第1期リーダー養成講座等を開始しております。参加者が30名で、9月25日で一応終わっております。その後10月2日からは「にこにこステップ運動」の運動教室等を開始しているところでございます。実施主体は商工会議所でございます。今後につきましては、「にこにこステップ運動」等につきまして、先日開催されました「みんなの健康・福祉のつどい2012 in 筑穂」でのPRブースの設置、また産業祭り等においてもPRブース等を設置して、この「にこにこステップ運動」を広めてまいりたいと考えております。最終的には、3月に「にこにこスロージョギング大会」を商店街のほうで開催する予定としております。

続きまして、新商品開発支援事業につきましては商店街活性化支援事業費補助金の交付要綱を施行しておりますので、これに基づきまして事業の提案募集を商工会議所のほうで現在行っているところでございます。

次に、新飯塚地区歩行者空間活用事業でございますが、これにつきましては9月末にアーケードの撤去工事が全て完了しております。11月4日には新飯塚商店街においてぶらり市等が開催されることになっております。来年度以降、この商店街の通りにつきましては、歩行者空間の整備事業を行うようにしております。今年度につきましては実施設計を行っております。現在どういうふうな歩行者空間をつくっていくかということで、地元と意見調整を行っているところでございます。

次に、中心市街地活性化協議会支援事業につきましては、これも以前委員会のほうで報告させていただきましたが、8月1日にタウンマネージャーを設置いたしまして、現在ご活動いただいているところでございます。店舗診断の実施、空き店舗対策の検討、その他各商店街等のいろいろな意見調整、商業活性化のための話し合い等にご参加をいただいております。

続きまして、スマイル・コミュニケーション創出事業につきましては8月4日にコミュニティづくりのための映画上映会ということで、「ふるさとがえり」の映画を嘉穂劇場で上映し231名の参加を得ております。今後につきましては、10月28日の筑前の國いづか街道まつりにイベント等を実施することとしております。

続きまして、戦略的逸品店舗誘致事業につきましても、補助金の交付要綱をつくりまして、現在、商店街来客者や大学生へのアンケート調査、逸品店舗の誘致に係るいろいろな交渉等を進めているところでございます。また、空き店舗の起業者支援サイト等も9月末には構築を完了しております。今後につきましては、タウンマネージャーを中心にワーキング部会等を設置しまして、どういう逸品店舗の誘致を進めていくかということについて、商工会議所等も含め協議を進めてまいりたいと考えております。

次の街なかギャラリー運営事業につきましては、予定をしておりました設置場所が、現在使うことが難しいということで、最終的に使えるのか使えないのか、条件提示も含めまして協議を行っているところでございます。今の状況としましては、なかなか困難な状況のようござ

いますので、それにつきましてはまた別途場所の選定が必要になってくるかもしれませんが、現在は最終交渉、最終条件提示を要求しておるところでございます。

一番下に書いております街なか交流・健康ひろば事業につきましては、一番最初に申し上げました健康空間創出事業の補助事業のほうに乗りましたので、そちらのほうに移し替えて実施をしているところでございます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「「地域主権改革一括法による基準等(案)」に対する意見募集について」の報告を求めます。

建築住宅課長

「地域主権改革一括法による基準等案に対する意見募集について」、報告をいたします。資料のとおり所管課が各課にまがりますので、代表して説明をさせていただきます。

8月9日の委員会におきまして、地方分権一括法の施行に伴う義務付け、枠付けの見直しにかかわる条例制定について、各所管課の途中計画を報告しておりましたが、今回、基準等に対しまして、市民の皆さまに意見募集を10月10日から10月31日の期間で実施をしております。意見を募集する基準、名称、担当課につきましては資料のとおりでございますので、内容の説明は省略させていただきます。公表場所につきましては市のホームページ、市役所1階ロビー、各担当課、総合政策課、各支所、各12地区公民館に記入用紙を配布いたしまして、ご意見は直接提出していただくか電子メール等で送付してもらうようにしております。募集対象者といたしましては、市内に在住、通勤または通学する個人、団体の方を対象といたしまして、広く皆さまからの意見をいただくことで今後の基準等の作成に反映をしていきたいと考えております。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

瀬戸委員

いま広告の仕方、周知せしめる仕方ですけど、市報もおっしゃいましたか。

建築住宅課長

市報では、意見募集をしますという案内だけをしていると思います。市報の中には、こういうホームページとか1階ロビーとかそういう所で意見の募集をしているという案内だけはあると思います。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

(ほかになし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「工事請負契約について」の報告を求めます。

上下水道部総務課長

上下水道局から、工事請負契約の締結につきまして、お手元にお配りしております資料により、報告いたします。

A4横書き「工事請負契約報告書(上下水道部総務課)」と記載しています資料をお願いします。今回報告します請負契約は、「浦田第一雨水幹線整備(3工区)工事」で、条件付き一般競争入札により契約を締結するものです。

入札の執行にあたりましては、業者選考委員会で審議し、建設工事条件付き一般競争入札実施要領に基づき、要件等を付して入札を行っております。

この工事は、土木・ランクの工事で、9月25日に入札を行い、6100万7100円の予定価格に対して5145万円、落札率84.33%で、三智産業株式会社が落札しました。
なお、この入札につきましては、変動型最低制限価格方式で落札者を決定しております。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「工事請負契約について」の報告を求めます。

契約課長

工事請負契約の締結状況について、お手元に配付いたしております資料によりご報告いたします。

今回報告をいたします川島公営住宅造成工事の入札執行状況につきましては、条件付き一般競争入札実施要領及び運用基準に基づきまして、業者選考委員会において土木一式工事の等級に格付けされる要件等を決定し、入札公告を行い、入札を執行いたしました。

入札の結果でございますが、資料をお願いします。21者による入札を執行いたしました。その結果、予定価格1億2804万2250円に対しまして、落札額1億883万5650円、落札率84.99%で川端組が落札しております。

なお、本件の入札につきましては、最低制限価格による2者以上の同額応札があり、地方自治法施行令の規定に基づき、くじ引きにて落札者を決定いたしております。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「オートレース場駐車場における車両損傷事故について」の報告を求めます。

事業管理課長

飯塚オートレース場第2駐車場の除草作業中における自動車物損事故について、報告いたします。事故現場見取り図を資料として提出させていただいておりますので、資料に沿って説明させていただきます。

平成24年10月12日午後4時頃、従事員が飯塚オートレース場第2駐車場の道路側を刈払機で除草作業をしていたところ、市道 柏の森・鯉田線を飯塚警察署方面から鯉田栗尾方面へ向かう相手方軽自動車に刈払機による飛び石が当たり、軽自動車の右側後部座席のガラスを損傷させたものです。なお、市従事員、相手方ともに人身傷害はありません。

現在、市側の過失100%で修理費用等の協議を行っております。

今後の刈払機による道路面での作業につきましては、安全確認者を立てて作業するよう重ねて指導いたしております。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

暫時休憩いたします。

休 憩 14:01

再 開 14:02

委員会を再開いたします。

建築住宅課長

すみません。先ほどの瀬戸委員の質問で、市報で知らせているということによっておりまし

たけども、市報では知らせておりませんが、隣組の回覧で回したということでございます。
訂正させていただきます。

委員長

瀬戸委員、よろしいですか。

(了 承)

それでは、これをもちまして経済建設委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。